

短答式試験問題集 [民法]

【民法】

【第1問】（配点：2）

制限行為能力者の行為であることを理由とする取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No. 1】**）

- ア. 未成年者がした売買契約は、親権者の同意を得ないでした場合であっても、その契約が日常生活に関するものであるときは、取り消すことができない。
- イ. 成年被後見人がした売買契約は、成年後見人の同意を得てした場合であっても、その契約が日常生活に関するものであるときを除き、取り消すことができる。
- ウ. 被保佐人がした保証契約は、保佐人の同意を得てした場合には、取り消すことができない。
- エ. 被補助人が、補助人の同意を得なければならない行為を、その同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでしたときは、その行為は取り消すことができる。
- オ. 成年被後見人の行為であることを理由とする取消権の消滅時効の起算点は、成年被後見人が行為能力者となった時である。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第2問】（配点：2）

Aがその財産の管理人を置かないで行方不明となったことから、家庭裁判所は、Bを不在者Aの財産の管理人として選任した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No. 2】**）

- ア. Aが甲土地を所有している場合、BがAを代理して甲土地をCに売却するためには、家庭裁判所の許可を得る必要がある。
- イ. Aが所有する現金が発見された場合、BがAを代理してその現金をD銀行のA名義普通預金口座に預け入れるためには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- ウ. AがEに対して借入金債務を負っており、その債務が弁済期にある場合、BがAのためにEに対しその債務の弁済をするためには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- エ. Aが被相続人Fの共同相続人の一人である場合、BがAを代理してFの他の共同相続人との間でFの遺産について協議による遺産分割をするためには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- オ. Aに子Gがいる場合、BがAを代理してGに対し結婚資金を贈与するためには、家庭裁判所の許可を得る必要はない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.3】**）

- ア. Aの代理人Bがその代理権の範囲内でAのためにすることを示さずにCと契約を締結した場合、Cにおいて、BがAのために契約を締結することを知っていたのでなければ、AC間に契約の効力が生じることはない。
- イ. Aは、B及びCからあらかじめ許諾を得た場合、B及びCの双方を代理してBC間の契約を締結することができる。
- ウ. 委任による代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合、代理人は、選任時に復代理人が不適任であることを知っていたとしても、本人に対して復代理人の選任についての責任を負うことはない。
- エ. 法定代理人がやむを得ない事由があるために復代理人を選任した場合、代理人は、本人に対して復代理人の選任及び監督についての責任のみを負う。
- オ. 無権代理人は、本人の追認を得られなかったとしても、自己に代理権があると過失なく信じて行為をしたときは、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負わない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第4問】（配点：2）

条件に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.4】**）

- ア. 停止条件付法律行為は、当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさかのぼらせる意思表示をしたとしても、条件が成就した時からその効果が生ずる。
- イ. 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。
- ウ. 不能の解除条件を付した法律行為は、無効となる。
- エ. 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。
- オ. 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無条件となる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第5問】（配点：2）

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.5】**）

- ア. 時効期間中に建物が第三者の不法行為により一部損傷した場合の損害賠償請求権は、その建物の所有権を時効により取得した者に帰属する。
- イ. 不動産の所有権を時効により取得した者は、時効完成後にその不動産を譲り受けた者に対し、登記をしなくてもその所有権の取得を対抗することができる。
- ウ. 被相続人の占有により不動産の取得時効が完成した場合、その共同相続人の一人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができる。
- エ. 自己の所有物を占有する者は、その物について取得時効を援用することができない。
- オ. 占有主体に変更があって承継された二個以上の占有が併せて主張される場合、占有者の善意無過失は、最初の占有者の占有開始時に判定される。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

不動産物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.6】）

- ア. AがA所有の甲建物をBに売却し、さらにBがこれをCに売却した場合、Cは、Aに対し、登記をしなくても売買による甲建物の所有権の取得を対抗することができる。
- イ. A所有の甲土地についてBがAから遺贈を受けた場合において、Aの共同相続人の一人であるCの債権者Dが甲土地についてCが共同相続したのものとしてCのその持分を差し押さえ、その旨の登記がされたときは、Bは、Dに対し、登記をしなくても遺贈による甲土地の単独所有権の取得を対抗することができる。
- ウ. 甲土地を所有するAが遺言をしないで死亡し、二人の子BCのうちBが相続放棄をしてCが唯一の相続人となった場合において、Bの債権者Dが甲土地についてBも共同相続したのものとしてBのその持分を差し押さえ、その旨の登記がされたときは、Cは、Dに対し、登記をしなくても単独相続による甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
- エ. A所有の甲土地をAからBが買い受けた後、Bの代金未払を理由にAB間の売買契約が解除された場合において、その後にBがCに甲土地を売却しその旨の登記がされたときは、Aは、Cに対し、解除による甲土地の所有権の復帰を対抗することができない。
- オ. Aが新築して所有する未登記の甲建物をBが不法に占有している場合、Aは、Bに対し、登記をしなければ甲建物の所有権の取得を対抗することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第7問】（配点：2）

Aは、その所有する動産甲をBに保管させていた。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.7】）

- ア. Bは、甲をCに売却し、Cは、甲がBの所有物であると過失なく信じて、現実の引渡しを受けた。甲が道路運送車両法による登録を抹消された自動車であった場合、Cは、即時取得により甲の所有権を取得することができない。
- イ. Bが死亡し、その唯一の相続人Dは、甲がBの相続財産に属すると過失なく信じて、現実に占有を開始した。甲が宝石であった場合、Dは、即時取得により甲の所有権を取得する。
- ウ. Bは、甲をEに贈与し、Eは、甲がBの所有物であると過失なく信じて、現実の引渡しを受けた。甲が宝石であった場合、Eは、即時取得により甲の所有権を取得する。
- エ. Bの債権者により甲が強制競売に付され、Fは、甲がBの所有物であると過失なく信じて、甲を競落し、現実の引渡しを受けた。甲が宝石であった場合、Fは、即時取得により甲の所有権を取得する。
- オ. Bは、甲をGに質入れし、Gは、甲がBの所有物であると過失なく信じて、現実の引渡しを受けた。甲が宝石であった場合、Gは、即時取得により甲を目的とする質権を取得する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第8問】（配点：2）

所有権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.8】**）

- ア. 土地の使用収益の権原なく播種された種子が苗に生育した場合、その苗の所有権は、播種した者ではなく、その土地の所有者が取得する。
- イ. 立木の所有権に関する明認方法は、現所有者と前所有者が共同して、現所有者名のほか、所有権の取得原因、前所有者名を表示することが必要である。
- ウ. 甲土地とその上の立木を所有するAが立木の所有権を留保して甲土地をBに譲渡した後、BがCに甲土地を立木とともに譲渡した場合、Aは、立木の所有権の留保について登記や明認方法を備えなくても、立木の所有権をCに主張することができる。
- エ. 甲土地とその上の立木を所有するAがBに甲土地を立木とともに譲渡し、甲土地についてAからBへの所有権移転登記がされた後、CがAから立木のみを譲り受け、立木について明認方法を備えた場合、Cは立木の所有権をBに主張することができる。
- オ. 加工者が他人の木材のみを材料としてこれに工作を加えた場合において、その工作によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第9問】（配点：2）

相隣関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.9】**）

- ア. AとBが共有する土地の分割によって公道に通じないA所有の甲土地と公道に通じるB所有の乙土地が生じた場合において、甲土地から公道に至るためにはC所有の丙土地を通行するのが最も損害が少ないときは、Aは、丙土地を通行することができる。
- イ. 土地の所有者は、隣地の所有者が隣地に設置した排水溝の破壊又は閉塞により自己の土地に損害が及んでいる場合、隣地の所有者に、排水溝の修繕又は障害の除去をさせることができる。
- ウ. 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えているときは、自らその枝を切除することができる。
- エ. 境界線上に設けられた境界標は、相隣者の共有に属するものと推定される。
- オ. 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第10問】（配点：2）

A、B及びCが各3分の1の割合で甲建物を共有している場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.10】**）

- ア. Aは、その持分に抵当権を設定する場合、B及びCの同意を得る必要がある。
- イ. DがA、B及びCに無断でD名義の所有権移転登記をした場合、Aは、B及びCの同意を得ることなく単独で、Dに対してその所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができる。
- ウ. Aは、その持分を放棄する場合、B又はCの同意を得る必要がある。
- エ. AがB及びCに無断で甲建物をEに引き渡し、無償で使用させている場合、Bは、Cの同意を得ることなく単独で、Eに対して甲建物の明渡しを請求することができる。
- オ. AがBに対して甲建物の管理に関する債権を有する場合において、Bがその持分をFに譲渡したときは、Aは、Fに対してもその債権を行使することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第11問】（配点：2）

不動産を目的とする担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

- ア．留置権者は、債務者の承諾を得なくても、目的不動産を賃貸することができる。
- イ．不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。
- ウ．不動産質権の設定後に質権者が質権設定者に目的不動産を占有させたとしても、質権の効力は影響を受けない。
- エ．不動産質権者は、設定行為に定めがあるときは、その債権の利息を請求することができる。
- オ．抵当権の存続期間は、10年を超えることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.12]）

- ア．留置権者が目的物を紛失したときは、留置権は消滅する。
- イ．他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権が弁済期にないときであっても、その物を留置することができる。
- ウ．債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。
- エ．留置権者は、留置権に基づき、目的物の競売を申し立てることはできない。
- オ．Aがその所有する甲建物をBに売却して引き渡した後、Aが甲建物をCに売却してその旨の登記をした場合において、CがBに対して甲建物の明渡請求をしたときは、Bは、Aの債務不履行に基づく損害賠償請求権を被担保債権として、甲建物を留置することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第13問】（配点：2）

質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア．債権質の質権者は、質権の目的が金銭債権でない場合、これを直接に取り立てることはできない。
- イ．動産質権者は、質物から生ずる果実を収取し、他の債権者に優先して被担保債権の弁済に充当することができる。
- ウ．質権者は、質権設定者の承諾を得なければ、自己の債務の担保として質物をさらに質入れすることはできない。
- エ．質権は、設定行為に定めがないときは、質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保しない。
- オ．Aは、Bに対して有する債権を担保するために、BがAに対して有する債権を目的として質権の設定を受けることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第14問】（配点：2）

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.14]**）

ア． 抵当権者は、目的物が第三者の行為により滅失した場合、物上代位により、所有者がその第三者に対して有する損害賠償請求権から優先弁済を受けることができる。

イ． 一人の者が所有する互いに主従の関係にない甲乙2棟の建物が工事により1棟の丙建物となった場合において、甲建物と乙建物とにそれぞれ抵当権が設定されていたときは、それらの抵当権は、丙建物のうちの甲建物と乙建物の価格の割合に応じた持分を目的とするものとして存続する。

ウ． 借地上の建物について抵当権が設定された場合、抵当権の効力は、敷地の賃借権に及ぶことはない。

エ． 物の引渡請求権を担保するために抵当権を設定する契約は、無効である。

オ． 後日発生すべき貸付金債権を担保するために抵当権を設定する契約がされ、その旨の登記がされた後にその貸付金債権が生じた場合、抵当権はその債権を有効に担保する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第15問】（配点：2）

抵当権の効力が及ぶ範囲に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.15]**）

ア． 抵当権設定者が、抵当権の目的である土地を第三者に賃貸していた場合、その担保する債権について不履行がなくとも、抵当権の効力は、その賃料債権に及ぶ。

イ． 土地の所有者が、土地に抵当権を設定した後、その土地上に立木を植栽した場合、抵当権の効力は、その立木に及ぶ。

ウ． 抵当権設定者が、抵当権の目的である建物に宝石を持ち込んで保管していた場合、抵当権の効力は、その宝石に及ぶ。

エ． 抵当権の目的である建物が天災のため崩壊し動産となった場合、抵当権の効力は、その動産に及ぶ。

オ． 抵当権設定者から抵当権の目的である建物を賃借した賃借人が、その所有する取り外し可能なエアコンを建物内に設置している場合、抵当権の効力は、そのエアコンに及ばない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第16問】（配点：2）

債務者が設定した譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.16】**）

- ア．債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、譲受人がいわゆる背信的悪意者に当たるときであっても、債務者は、残債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。
- イ．債務者は、被担保債権の弁済期後は、譲渡担保の目的物の受戻権を放棄することにより、譲渡担保権者に対し清算金の支払を請求することができる。
- ウ．債務者が弁済期に債務の弁済をしなかった場合において、不動産の譲渡担保権者が目的不動産を譲渡したときは、債務者は、譲受人からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができない。
- エ．譲渡担保の被担保債権の弁済期後に目的不動産が譲渡担保権者の債権者によって差し押さえられ、その旨の登記がされた場合、債務者は、その後に被担保債権に係る債務の全額を弁済しても、差押債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。
- オ．構成部分の変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第17問】（配点：2）

保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.17】**）

- ア．保証契約は、書面又はその内容を記録した電磁的記録によってされなければ、その効力を生じない。
- イ．保証人は、債権者が保証人を指名した場合でも、行為能力者であることを要する。
- ウ．貸金等根保証契約は、主たる債務の元本の確定すべき期日の定めがない場合、その効力を生じない。
- エ．主たる債務につき期限が延長されても、その効力は保証債務には及ばない。
- オ．保証人が催告の抗弁権を行使したにもかかわらず、債権者が催告を怠ったために主たる債務者から全部の弁済を得られなかったときは、保証人は、債権者が直ちに催告をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第18問】（配点：2）

指名債権の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.18】**）

ア. 債権譲渡の予約について確定日付のある証書による債務者の承諾がされても、予約の完結による債権譲渡の効力は、その承諾をもって第三者に対抗することができない。

イ. 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、その締結時において目的債権の発生が確実に期待されるものでなければ、効力を生じない。

ウ. 未完成仕事部分に関する請負報酬金債権の譲渡について、債務者の異議をとどめない承諾がされても、譲受人がその債権が未完成仕事部分に関する請負報酬金債権であることを知っていた場合には、債務者は、その債権譲渡の承諾後に生じた仕事完成義務不履行を理由とする当該請負契約の解除をもって譲受人に対抗することができる。

エ. 同一の債権を目的とする債権譲渡と債権差押えとの間の優劣は、債権譲渡についての債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備された時と債権差押命令が発令された時の先後で決する。

オ. 債権が二重に譲渡され、第一の債権譲渡について確定日付のある証書による通知が債務者に到達した後、第二の債権譲渡について確定日付のある証書による通知が債務者に到達した場合、第一の債権譲渡の確定日付が第二の債権譲渡の確定日付に後れるときは、第一の債権譲渡の譲受人は、債権の取得を第二の債権譲渡の譲受人に対抗することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

債務者Aが債権者Bに対して負う金銭債務（以下「本件債務」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.19】**）

ア. Bは、Aの意思に反しては、本件債務を免除することができない。

イ. 第三者は、Aの意思に反しても、本件債務を主たる債務とする保証をすることができる。

ウ. 本件債務の物上保証人は、Aの意思に反しては、本件債務を弁済することができない。

エ. Bと第三者Cとは、Aの意思に反しては、Cに債務者を交替する更改をすることができない。

オ. Bは、Aの意思に反しては、Bが第三者に対して負う金銭債務について、本件債務に係る債権をもって代物弁済をすることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第20問】（配点：3）

弁済の提供に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.20】）

- ア．売買代金債権が譲渡され、債務者対抗要件が具備された場合であっても、債務者によるその代金の弁済の提供は、売買代金債権の譲渡人の現在の住所においてすれば足りる。
- イ．特定物の売主は、その特定物を売買契約の締結当時から自己の住所に保管している場合、その引渡債務について弁済の提供をするに当たり、買主に対し、引渡し準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。
- ウ．賃借人には債務不履行がないのに、賃貸人が債務不履行による賃貸借契約の解除を主張して賃料の受領を拒絶し、口頭の提供をしても賃料の弁済を受領しない意思が明確である場合、賃借人は、賃料債務について、口頭の提供をしなくても、履行遅滞の責任を負わない。
- エ．不法行為の加害者Aが被害者Bに対して第一審判決で支払を命じられた損害賠償金1億円の全額について弁済の提供をしたが、その後、控訴審判決において損害賠償金が2億円に増額され、それが確定した場合、Aがした弁済の提供は、無効となる。
- オ．甲土地の賃貸人がその賃料の支払を催告したのに対し、賃借人が、賃貸借の目的物ではない乙土地も共に賃貸借の目的物であると主張して、甲土地の賃料額を超える額の金員を、その全額が受領されるのでなければ支払わない意思で提供した場合、債務の本旨に従った弁済の提供があったものとはいえない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第21問】（配点：2）

更改及び混同に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.21】）

- ア．消費貸借契約の成立後、第三者が借主と連帯して債務弁済の責任を負担することを約することは、更改に当たる。
- イ．債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。
- ウ．保証人が主たる債務者を単独で相続した場合、保証債務を担保するために抵当権が設定されているときは、保証債務は消滅しない。
- エ．更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度であれば、その債務の担保として第三者が設定した抵当権を、その第三者の承諾を得ずに更改後の債務に移すことができる。
- オ．Aが所有する甲建物の賃借人BがAから甲建物を譲り受けて占有を継続していたが、CがAから甲建物を譲り受け、その旨の所有権移転登記を経由したため、Bにおいて甲建物の所有権の取得をCに対抗することができなくなったときは、賃借権は、Cに対する関係で消滅しなかったものとなる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第22問】（配点：2）

同時履行に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.22】）

- ア．有償の委任契約における委任者の報酬支払義務と受任者の事務処理義務とは、同時履行の関係にある。
- イ．売買の目的物である未登記建物に隠れた瑕疵があることを理由に売買契約が解除された場合、売主の代金返還義務と買主の建物返還義務とは、同時履行の関係にある。
- ウ．建物賃貸借契約が終了し賃借人が造作買取請求権を行使した場合、賃貸人の造作買取代金支払義務と賃借人の建物明渡義務とは、同時履行の関係にある。
- エ．未成年者が行為能力の制限を理由に動産売買契約を取り消した場合、両当事者が互いに負う返還義務は、同時履行の関係にある。
- オ．期間満了による建物の賃貸借契約終了に伴う賃借人の建物明渡義務と賃貸人の敷金返還義務とは、同時履行の関係にある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第23問】（配点：2）

契約に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.23】）

- 1. 死因贈与は、負担付であることができない。
- 2. 準消費貸借は、目的物の引渡しが必要でなければ成立しない。
- 3. 使用貸借は、書面でなければ成立しない。
- 4. 寄託は、報酬を定めなければ成立しない。
- 5. 民法上の組合契約の出資は、金銭を目的とするものに限られない。

【第24問】（配点：2）

AとBは、平成31年4月1日、A所有の中古自転車（以下「甲」という。）を、同月10日引渡し、同月20日代金支払の約定でBに売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.24】）

- ア．甲は、平成31年4月8日、Bの責めに帰すべき事由により滅失した。この場合において、AがBに対して同月20日に代金の支払を請求したときは、Bは、この請求を拒むことができない。
- イ．Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、甲には売買契約の締結前から隠れた瑕疵があった。この場合において、その瑕疵の存在により契約をした目的を達することができないときは、Bは、売買契約を解除することができる。
- ウ．Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、Bは、同月20日を経過しても代金を支払わず、同月21日、事情を知らないCに甲を売却し、引き渡した。この場合において、Aが相当の期間を定めて催告してもBが代金を支払わないときは、Aは、Bとの間の売買契約を解除し、Cに対し、甲の返還を求めることができる。
- エ．AがBに約定どおり甲を引き渡さなかったことから、Bは、Aに対し、平成31年4月21日、代金につき弁済の提供をしないまま、甲の引渡しを求めた。この場合、Aは、Bに対し、同時履行の抗弁権を主張して、Bからの引渡請求を拒むことができる。
- オ．Aは、Bに対し、平成31年4月25日、甲を引き渡したが、Bは、Aに対し、その後も代金を支払っていない。この場合、Aは、Bに対し、甲の代金及び同月21日からの利息の支払を求めることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第25問】（配点：2）

資材置場とするためにされた建物所有を目的としない土地の賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.25】**）

ア．賃貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。

イ．賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。

ウ．当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、賃貸人がその期間内に解約をする権利を合意により留保したときは、賃貸人は、いつでも解約の申入れをすることができる。

エ．賃貸借の期間が満了した後賃借人が土地の使用を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定される。

オ．賃貸借の期間を定めなかった場合において、当事者が解約の申入れをしたときは、賃貸借は、解約申入れの意思表示が相手方に到達した時に終了する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第26問】（配点：2）

請負人の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.26】**）

ア．仕事の目的物に重要でない瑕疵がある場合において、その修補に過分の費用を要するときは、注文者は、請負人に対し、瑕疵の修補を請求することができない。

イ．仕事の目的物に瑕疵があり、その修補を請求することができる場合であっても、注文者は、請負人に対し、瑕疵の修補に代わる損害賠償を請求することができる。

ウ．仕事の目的物の瑕疵が注文者の与えた指図によって生じたときは、請負人は、その指図が不相当であることを知りながら注文者に告げなかったときであっても、瑕疵担保責任を負わない。

エ．建物の建築の請負において、注文者による瑕疵修補の請求は、建物が完成した時から1年以内にしなければならない。

オ．請負人は、瑕疵担保責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第27問】（配点：2）

不法原因給付に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.27】**）

- ア． 強行法規に違反してされた給付であっても、不法原因給付に該当しないことがある。
- イ． 登記された建物が不倫関係の維持を目的として贈与され、受贈者に引き渡されたが、所有権移転登記手続はされていない場合、贈与者は、受贈者に対し、建物の明渡請求をすることができない。
- ウ． 贈与に基づく動産の引渡しは不法原因給付に該当し、不当利得に基づく動産の返還請求をすることができない場合、贈与者は、受贈者に対し、所有権に基づく動産の返還請求をすることができない。
- エ． 不法原因給付の給付者と受領者との間において、その給付後に、その原因となった契約を合意の上解除してその給付を返還する特約をしたとしても、給付者は、その返還を請求することができない。
- オ． 消費貸借が、その成立の経緯において、貸主の側に少しでも不法があったときは、借主の側に多大の不法があったとしても、貸主は貸金の返還を請求することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第28問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.28】**）

- ア． 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じ、Aがその工作物の占有者として損害賠償の責任を負う場合において、その損害を賠償したAは、その損害の原因について責任を負うBに対し、求償権を行使することができる。
- イ． Aが所有する樹木の植栽又は支持に瑕疵があることによってBに損害が生じた場合であっても、Aが相当の注意をもってその管理をしていたときは、Aが損害賠償の責任を負うことはない。
- ウ． Aが所有する甲建物の設置又は保存に瑕疵があることによってBに損害が生じた場合には、その瑕疵がAの前の所有者が甲建物を所有していた時期に生じたものであるときであっても、Aは、甲建物の所有者として損害賠償の責任を負う。
- エ． Aがその所有する甲建物をBに賃貸し、Bが甲建物をCに転貸し、それぞれ引渡しがされた場合には、甲建物の設置又は保存に瑕疵があることによって第三者に生じた損害について、Bが占有者として損害賠償の責任を負うことはない。
- オ． 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによってAに損害が生じ、その工作物の占有者Bが損害賠償の責任を負う場合において、Bが無資力であるときは、その工作物の所有者も損害賠償の責任を負う。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

過失相殺及び損益相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.29】）

- ア. 被害者の過失を考慮するためには、被害者に自己の行為の責任を弁識するに足りる知能が備わっていることを要する。
- イ. 内縁の夫が運転する自動車に同乗していた者が、内縁の夫と第三者の双方の過失による交通事故で負傷し、第三者に対し損害賠償を請求する場合において、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、内縁の夫の過失を被害者側の過失として考慮することはできない。
- ウ. 複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの交通事故において、その交通事故の原因となった全ての過失の割合（いわゆる絶対的過失割合）を認定することができるときには、絶対的過失割合に基づく被害者の過失による過失相殺をした損害賠償額について、加害者らは連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負う。
- エ. 被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、過失相殺の規定を類推適用して、被害者の疾患を考慮することができる。
- オ. 不法行為により死亡した被害者の相続人が加害者に対し不法行為に基づく損害賠償を請求した場合、裁判所は、生命保険契約に基づいて給付される死亡保険金の額を、損益相殺により損害賠償額から控除することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第30問】（配点：2）

婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.30】）

- ア. 成年被後見人は、成年後見人の同意がなくても婚姻をすることができる。
- イ. 婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻はその効力を生じない。
- ウ. 養親は、養子と離縁した場合には、その者と婚姻することができる。
- エ. 女性は、前婚の解消の時に懐胎していなかった場合には、前婚の解消の日から起算して100日以内であっても、再婚をすることができる。
- オ. A男がB女を強迫して婚姻を成立させた後に、強迫を理由として婚姻が取り消された場合には、B女がその婚姻中に懐胎して子が出生したとしても、出生した子は、A男の子とは推定されない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第31問】（配点：2）

夫婦に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.31]**）

- ア. 夫婦の一方が他の一方に対して有する債権について、婚姻中に消滅時効が完成することはない。
- イ. 夫婦である父母が共同して親権を行う場合において、その一方が子を代理する権限を共同名義で行使したときは、それが他の一方の意思に反したときであっても、代理行為の相手方が悪意でない限り、そのためにその行為の効力は妨げられない。
- ウ. 夫婦の一方について成年後見開始の審判がされた場合、他の一方が成年後見人になる。
- エ. 夫婦の一方が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない場合であっても、裁判所は、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、他の一方による離婚の請求を棄却することができる。
- オ. 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をした場合は、他の一方は、その第三者に対し責任を負わない旨を予告していたときであっても、その法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第32問】（配点：2）

父母の離婚に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.32]**）

- ア. 婚姻中の父母が別居し、子と同居していない親と同居している親との間で、子との面会交流について協議が調わない場合であっても、父母の離婚前は、家庭裁判所は、面会交流について相当な処分を命ずることはできない。
- イ. 父母が協議上の離婚をする際に、その協議により子を監護すべき者を定めたときは、家庭裁判所は、その定めを変更することができない。
- ウ. 父母の離婚により、子が母と氏を異にすることになった場合、その子が母の氏を称するためには、家庭裁判所の許可を得た上で、戸籍法の定めるところにより届け出ることが必要である。
- エ. 子の出生前に父母が離婚した場合には、母がその子の親権者となるが、その子が出生した後、父母の協議によって父を親権者と定めることができる。
- オ. 父母が離婚した場合において、親権者と定められた母が死亡したときは、生存している父が、直ちに親権者となる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第33問】（配点：2）

A及びBの実子であるCを養子とし、D及びEを養親とする特別養子縁組に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、**[No.33]**）

- 1. 家庭裁判所が特別養子縁組を成立させるためには、D及びEの請求が必要である。
- 2. 家庭裁判所は、D及びEが婚姻していない場合であっても、Cとの特別養子縁組を成立させることができる。
- 3. A及びBがCを虐待していた場合には、CとD及びEとの間で特別養子縁組を成立させるに当たり、A及びBの同意を得る必要はない。
- 4. 特別養子縁組が成立した場合、A及びBとCとの親族関係は終了する。
- 5. 特別養子縁組が成立した場合、D及びEは、特別養子縁組の離縁を請求することができない。

【第34問】（配点：2）

相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.34]**）

- ア. 相続人が数人ある場合において、被相続人が祖先の祭祀を主宰すべき者を指定していなかったとしても、被相続人が所有していた墳墓は、遺産分割の対象とならない。
- イ. 遺産分割は、相続の承認又は放棄をすべき期間内には、することができない。
- ウ. 複数の相続人が被相続人から賃借人の地位を承継したときは、被相続人が延滞していたその賃貸借に係る賃料債務は不可分債務となる。
- エ. 被相続人が他人の過失による交通事故によって即死した場合でも、その事故による被相続人の精神的損害についての慰謝料請求権は、相続の対象となる。
- オ. 遺産分割後に遺産である建物に隠れた瑕疵があったことが判明した場合であっても、その建物を遺産分割により取得した相続人は、他の相続人に対し、瑕疵担保責任を追及することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第35問】（配点：2）

遺産分割に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.35]**）

- ア. 共同相続人A及びBのうち、Bが遺産分割協議書を偽造して、相続財産である甲不動産についてBへの所有権移転登記をした場合、Bは、Aの相続回復請求権の消滅時効を援用することができない。
- イ. 被相続人が、共同相続人A及びBのうち、Aに甲不動産を相続させる旨の遺言を残して死亡し、その遺言が遺産分割の方法の指定と解される場合であっても、A B間の遺産分割協議を経なければ、Aは甲不動産を取得することができない。
- ウ. 被相続人は、禁止期間を限定したとしても、遺言で遺産の分割を禁ずることはできない。
- エ. A及びBが共同相続した甲不動産をAが遺産分割協議により取得した場合において、相続開始から遺産分割までの間に甲不動産について生じた賃料債権は、その協議で特に定めなかったときは、Aに帰属する。
- オ. 共同相続人である子A及びBが被相続人である父Cの唯一の相続財産である甲不動産について遺産分割をした後、認知の訴えにより、DがCの子であるとされた場合において、Dが遺産分割を請求しようとするときは、Dは、価額のみによる支払の請求権を有する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

人の死亡に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.36]**）

- ア. 代理権を授与した本人が死亡しても、代理権は消滅しない。
- イ. 寄託者が死亡した場合、返還時期の定めがあり、その期限が到来していなくても、受寄者は寄託物を返還することができる。
- ウ. 使用貸借は、貸主の死亡によっても、その効力を失わない。
- エ. 組合員は死亡によって脱退する。
- オ. 受遺者が遺言者よりも先に死亡したときは、受遺者の地位は、相続により受遺者の相続人に承継される。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第37問】（配点：2）

物の保存又は財産の管理についての注意義務に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.37]**）

ア．特定物の引渡しを目的とする債権の債務者は、債権者に受領遅滞があった場合であっても、善良な管理者の注意をもって、目的物を保存する義務を負う。

イ．特定物の引渡しを目的とする債権の債務者が負う目的物の保存の義務は、特約により軽減することができる。

ウ．贈与契約の贈与者は、目的物の引渡しまでの間、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、目的物を保存すれば足りる。

エ．相続人は、相続の承認又は放棄をするまでの間、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理すれば足りる。

オ．限定承認者は、善良な管理者の注意をもって、相続財産を管理する義務を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ